

平成27年 9 月 森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成27年9月7日(月) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成27年9月7日(月) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	伊藤和子	2番議員	小澤哲夫
3番議員	吉筋恵治	4番議員	中根幸男
5番議員	鈴木托治	6番議員	西田彰
7番議員	太田康雄	8番議員	亀澤進
9番議員	山本俊康	10番議員	榊原淑友
11番議員	片岡健	12番議員	小沢一男

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	村松藤雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	総務課長	杉山真人
防災監	村松利郎	企画財政課長	長野了
税務課長	村松也寸志	住民生活課長	幸田秀一

保健福祉課長	村松富夫	産業課長	三浦強
建設課長	村松弘	上下水道課長	大場満明
学校教育課長	西谷ひろみ	社会教育課長	鈴木富士男
病院事務局長	西谷勉次	会計管理者	村松達雄

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三浦健 議会書記 鈴木芳明

10 会議に付した事件

議案第54号 森町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 議案第55号 人権擁護委員候補者の推薦について
 議案第56号 森町教育委員会委員の任命について
 議案第57号 森町個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第58号 森町手数料条例の一部を改正する条例について
 議案第59号 平成27年度森町一般会計補正予算（第3号）
 議案第60号 平成27年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 議案第61号 平成27年度森町病院事業会計補正予算（第1号）
 議案第62号 平成26年度森町病院事業会計資本剰余金の処分について
 認定第1号 平成26年度森町一般会計歳入歳出決算認定について
 認定第2号 平成26年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第3号 平成26年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第4号 平成26年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第5号 平成26年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第6号 平成26年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決

算認定について

認定第 7号 平成26年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成26年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成26年度森町水道事業会計決算認定について

認定第10号 平成26年度森町病院事業会計決算認定について

<議事の経過>

議長 (榊原淑友君) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年9月、森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、2番小澤哲夫君及び3番吉筋恵治君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの19日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から9月25日までの19日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」については、監査委員から「例月出納検査の結果について」、町長から「平成26年度財政健全化判断比率等報告について」、「第23期株式会社アクティ森計算書類及び第24期事業目標について」、「建設工事変更請負契約(6件)の締結(専決処分)について」以上、4件の報告が来ております。

お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

日程第4、議案第54号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただいま上程されました議案第54号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。

森町固定資産評価審査委員会は、委員3人で構成し、その職務は、町長とは独立した中立的な立場から固定資産台帳に登録された価格に関する納税者からの不服について審査及び決定することです。

委員であります安西功氏は、前任の佐藤多洋氏が平成27年4月21日に森町一宮財産区議会議員選挙に立候補したことから、その後任として6月12日に議会の同意を得て就任しております。

地方税法では、「補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする」と規定されており、佐藤多洋氏の任期が平成27年9月16日までとなっておりましたので、安西功氏の任期は、議会の同意を得た平成27年6月12日から平成27年9月16日までとなります。

安西功氏については、経歴書のとおり、長年にわたり森町役場に勤務されて行政経験と知識が豊富な方であり、誠実で真面目な人柄でありますので、同氏を引き続き委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。任期は、平成27年9月17日から平成30年9月16日までの3年間です。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (榊原淑友君) これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

議 長 (発言する者なし)
(榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。
お諮りします。
本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
ご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者多数)
(榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。
これから議案第54号を採決します。
本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起立全員)
(榊原淑友君) 起立全員です。
したがって、議案第54号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに決定しました。
日程第5、議案第55号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。

議 長 (職員朗読)
(榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程されました議案第55号「人権擁護委員候補者の推薦について」の提案理由の説明を申し上げます。
本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づく、人権擁護委員候補者の推薦であります。
現在、人権擁護委員として活動されている森暁美氏が、平成27年12月31日をもって任期満了となるため、同氏を再任いたしたく推薦するものであります。
人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため献身的な活動をされております。
今回提案いたしました森暁美氏は現在2期目で、平成22年1月1日から6年間にわたり人権擁護委員として、中立的立場に立って人

権相談や啓蒙活動等を積極的に行っていたいております。

また、小・中学校教諭として長く勤務され、明朗・誠実な人柄で、地域の事情に精通するとともに、人権擁護に関する見識も高く、委員の候補者として適任で、あると存じますので、推薦するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (榎原淑友 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榎原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榎原淑友 君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第55号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (榎原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第55号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、同意することに決定しました。

日程第6、議案第56号「森町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (榎原淑友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄 君) ただ今上程されました、議案第56号「森町教育委員会委員の任命について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現教育委員の鈴木眞子氏が、平成27年9月30日をもって任期満了となることに伴い、引き続き、同氏を森町教育委員会委員として任命したく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏は、小倉律子氏の辞職に伴い、平成25年10月1日に就任され、2年務めていただきましたが、小倉氏の残任期間が、本年9月30日までとなっておりましたことから、引き続き10月1日から4年間の任期をお願いするものでございます。

人格円満、豊かな見識と公平な判断力を持っておられる方で、特に文化活動につきましても、森町書道会会員であり文化協会の理事としてもご活躍をされております。

また、地元では書道教室を聞き、子どもたちを熱心に指導するなどの活動をされておられます。

引き続き森町の教育行政につきご尽力を頂きたい方でございますので、再任をお願いすべく、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 (榎原淑友 君) これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(発言する者なし)
議長 (榎原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。
お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)
議長 (榎原淑友 君) 「異議なし」と認めます。
これから議案第56号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議長 (榎原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第56号「森町教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

日程第7、議案第57号「森町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程されました議案第57号「森町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成25年5月に公布されました「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」の施行に伴うものでございます。

この法律は、行政運営の効率化を図るとともに、申請、届出等の行政手続を行う際の手続の簡素化により国民の負担を軽減することなどを目的としており、本年10月5日から住民に個人番号が通知され、平成28年1月1日から番号カードの交付・利用が開始されます。

こうした中、住所・氏名・生年月日・性別の4情報を関連づけた12桁の個人番号、いわゆる「特定個人情報」については、個人の識別性が極めて高いことから、一般の個人情報よりも手厚い保護措置を講じるよう求められております。

このため、町が保有することとなる特定個人情報について、適正な取扱いを確保し、並びに開示、訂正及び利用停止規定の改正その他所要の改正をするものでございます。

具体的に申し上げますと、第1条については、特定個人情報などの規定の整備や町の保有する特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求権者の範囲の拡大に関して規定するものでございます。

第2条については、行政機関内での特定個人情報の連携は、番号法第22条で情報の提供が義務づけられているため、情報提供ネット

ワークシステムを介して特定個人情報の提供授受が行われるとともに、情報提供の内容は記録され、保存されます。

番号法では、この保存された記録は、目的外利用を一切禁止していることから、本条例においても同様に規定するものであります。

また、情報ネットワークシステム上、記録は自動的に保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱いが想定されないため、個人からの利用停止請求を認めない旨を規定するものでございます。

なお、施行日については、法律の施行に合わせて、第1条については平成27年10月5日から、第2条については平成28年1月1日からの施行となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、マイナンバー法に関しては、本日の議会終了後に全員協議会がござまして、その時説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

議 長 (榊原淑友君) 日程第8、議案第58号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程されました議案第58号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、議案第57号「森町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由で申し上げましたが、本案も番号法の施行に伴うものでございます。

まず、第1条の改正についてご説明いたします。

通知カードは、平成27年10月5日時点で住民票に登録されている住民に対して、住民票の住所に簡易書留で世帯単位ごとに郵送され

る紙のカードです。紛失等により、再交付を希望した場合の手数料を追加するものです。

次に、第2条の改正についてでございますが、個人番号カードは、通知カードに同封された申請書に写真を添付し郵送するなどして、平成28年1月から、交付されるICチップ付きカードです。初回は無料で取得することができますが、紛失等により再交付を希望する場合の手数料を追加するものです。

また、住民基本台帳カードの交付手数料については、個人番号カードの交付開始に伴い、削除するものでございます。

また、金額については、総務省から示されている再交付手数料がカード等の原価等を考慮して、通知カードが500円、個人番号カードが800円でありますので、同額を再交付手数料と規定するものです。

なお、施行日については、法律の施行に合わせて、第1条については、平成27年10月5日から、第2条については、平成28年1月1日からの施行になります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (榎原 淑 友 君) 日程第9、議案第59号「平成27年度森町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (榎原 淑 友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町長 (村 松 藤 雄 君) ただ今上程されました、議案第59号「平成27年度森町一般会計補正予算(第3号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ302,459千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,781,753千円とするものであります。

第2表、債務負担行為補正につきましては、平成28年度から泉陽中学校区における、給食拠点調理場調理及び配送業務等を民間委託するに当たり、年度当初からのスムーズな業務開始による給食提供を行うための準備期間等を勘案し、契約締結業務を進めるためのものでございます。

第3表、地方債補正につきましては、1追加については、去る7月の梅雨前線豪雨により発生した町道災害復旧のため、災害復旧事業の財源として公共土木施設災害復旧事業を追加するものであります。2変更については、地方道路等整備事業の限度額の増額、また、防災対策事業、及び緊急防災・減災事業の限度額の減額を行うものであります。これらの主な理由としましては、県の緊急地震・津波対策交付金を積み立てた、緊急地震対策基金の充当が可能となったことによる対応であります。

以下、事項別明細書により主な補正の概要を歳出から申し上げます。

9・10ページ、2款1項5目、財産管理費43,336千円のうち、委託料3,737千円については、地方財政の健全化に係る取組の一体的な推進の一環として、全ての地方自治体に統一的な基準による財務諸表の作成要請がされたことを受け、財務諸表の補助簿として固定資産台帳の整備が必須となったことから、台帳整備の支援業務を委託するものでございます。

また、積立金39,599千円については、県の緊急地震・津波対策交付金を緊急地震対策基金に積み立てるものでございます。この金額については、新たに県からこれだけのお金を頂けることになったことによるものでございます。

10目、情報管理費6,688千円のうち、委託料5,929千円は、社会保障・税番号制度（マイナンバー）の導入に対応するための基幹業務システムの整備費用等でございます。

4項1目、戸籍住民基本台帳費7,447千円については、社会保障・税番号制度の個人番号カード交付に対応するため、地方公共団体

情報システム機構への通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る経費、及び住民生活課の窓口カウンターの整備に係る費用等を計上するものであります。

3款1項1目、社会福祉総務費1,296千円につきましては、保健福祉センター2階ベランダの木製の転落防止柵が、老朽化によりその機能を果たせなくなっているため、修繕を行うものでございます。

11・12ページ、4款1項2目、予防費4,254千円につきましては、本年5月8日付け厚生労働省健康局長通知において、本年度のインフルエンザHAワクチン製造株が、今までの3種類が含まれるワクチンから、4種類を含むワクチンの製造となったことが示され、ワクチンの価格が引き上げられることとなったため、予防接種価格の上昇分の補正をお願いするものでございます。

6目、診療所費50,000千円につきましては、本年度途中の資金状況を勘案し、森町病院の経営基盤強化のため、繰り出しを行うものでございます。

8款2項2目、道路維持費14,000千円につきましては、道路の緊急性を要する維持管理、及び舗装補修等に対応するため、追加をお願いするものでございます。

13・14ページ、3目、道路新設改良費79,949千円につきましては、皆様方のお手元に9月補正箇所一覧表をお配りしてございますけども、この一覧表の中にあります町道向天方中央線、本町2号線、及び一宮圃場6号線の改築工事、町道牛飼三川線の舗装改良工事と、大鳥居地内の町道中坪1号線測量設計等に係る費用、及び県道宮代赤根線の禊橋の親柱に係る負担金でございます。いずれの箇所につきましても、早急な対応が必要でありますので、今回の補正でお願いするものでございます。

3項2目、河川維持改修費1,100千円につきましては、多量の堆積土砂により、河川の通水能力の低下が顕著となっている排水路等の浚渫のため、重機借上料をお願いするものでございます。

4項1目、都市計画総務費4,576千円につきましては、一般住宅

の耐震化促進のため、本年度より補助率のかさ上げを行い普及を図って参りました、木造住宅耐震補強計画策定、及び耐震補強に対する助成事業に、当初の想定を超える希望者数の見込みとなったため、補助金の追加をお願いするものでございます。

6目、新東名対策費23,687千円のうち、新東名対策費13,687千円については、遠州森町スマートインターの利用者の森市街への誘導対策のため、大型案内看板設置に係る経費でございます。

また、地方創生先行型事業10,000千円につきましては、国の地方創生関連交付金の上乘せ交付分を活用し、新東名愛知県区間供用開始を見越して、高速道路のSA・PAを利用した森町のPRや、遠州森町スマートインターの利用促進を図り、交流人口の拡大による地域経済活性化に取り組むための経費でございます。なお、地方創生先行型事業10,000千円につきましては、地方創生戦略プランを策定しますと、10,000千円を交付されるということでございますので、それらを見込み、今回計上をさせていただいたところでございます。

5項1目、住宅管理費7,975千円のうち、住宅管理費1,107千円につきましては、町営住宅中川団地、及びやざき団地の、給水給湯管からの漏水、給湯器の故障に対応するための修繕費であります。また、社会資本整備交付金（地域住宅計画事業）6,868千円につきましては、国の交付金を活用した町営住宅の長寿命化事業として、町営住宅大門団地の外壁修繕工事に係る設計等委託料と工事請負費でございます。

15・16ページ、9款1項3目、消防施設費1,617千円につきましては、草ヶ谷、及び円田の火の見やぐらの撤去、円田の防火水槽の撤去に係る経費をお願いするものでございます。

5目、災害対策費30,423千円につきましては、現在建設中の拠点防災倉庫内の保管棚、及び倉庫内に保管する避難所や災害対策本部用の防災資機材の購入費でございます。なお、この財源といたしまして、スズキ株式会社より頂きました寄附金20,000千円を充当いたすこととしております。

10款2項1目、小学校費、学校管理費、小学校施設整備費6,323千円につきましては、天方小学校屋内運動場の耐震診断の結果を受け、耐震補強設計等に係る経費をお願いするものでございます。

2目、教育振興費500千円、及び3項2目、中学校費教育振興費550千円につきましては、藤本商会の藤本氏、及び町内在住の方からの寄附金を活用して、小学校及び中学校の図書を購入する経費でございます。

5項2目、社会教育費生涯学習推進費3,321千円につきましては、文化会館等での講演会、映画上映など今後見込まれる需要に対応するため、高性能プロジェクターの購入費でございます。

6項2目、体育施設費1,024千円につきましては、藤本商会の藤本氏より頂きました寄附金を活用し、総合体育館敷地内にベンチを設置するものでございます。

17・18ページ、11款2項1目、公共土木施設災害復旧費10,550千円につきましては、本年7月2日から6日の梅雨前線豪雨により被災した、町道大上宮奥線の災害復旧費でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、13款1項3目、教育使用料1,170千円につきましては、来月オープンを予定しております、総合体育館の使用料を計上するものでございます。

14款1項3目、災害復旧費国庫負担金5,669千円は、町道大上宮奥線の災害復旧事業に対する国庫負担金であります。

2項1目、土木費国庫補助金3,525千円のうち、社会資本整備総合交付金3,333千円は、町営住宅大門団地外壁修繕工事に対する交付金であります。

6目、総務費国庫補助金17,343千円のうち、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金10,000千円につきましては、地方創生先行型事業の財源として追加交付金が見込まれる上乗せ交付分を計上するものでございます。

また、個人番号カード交付事業費補助金7,343千円につきまして

は、個人番号カード交付事業の、地方公共団体情報システム機構への通知カード・個人番号カード関連事務の委任に対する補助金、及び事務に対する補助金であります。

15款2項5目、土木費県補助金1,544千円は、建築物等耐震化促進事業に対する県補助金であります。

8目、消防費県補助金39,599千円は、地震対策事業に対する県の緊急地震・津波対策交付金で、追加要望しておりました交付金分を計上するものでございます。

17款1項2目、教育費寄附金2,050千円は、藤本商会の藤本氏より頂きました小中学校に対する寄附金1,000千円と、総合体育館に対する寄附金1,000千円、そして、町内在住の方からの寄附金であります。

3目、消防費寄附金10,000千円は、スズキ株式会社より頂きました地震・津波対策に対する寄附金でございます。

7・8ページ、18款1項1目、特別会計繰入金6,930千円は、介護保険特別会計の平成26年度の精算に基づく繰入金であります。

2項6目、緊急地震対策基金繰入金41,016千円は、防災行政無線デジタル化事業、拠点防災倉庫整備事業、及び天方小学校屋内運動場耐震補強事業に対する繰入金でございます。なお、この繰入金うち10,000千円につきましては、平成25年度にスズキ株式会社より頂きました寄附金を積み立ててありましたので、拠点防災倉庫の資機材整備の財源として繰り入れさせていただくものです。

19款1項1目、繰越金133,635千円は、財源調整としての計上であります。

20款3項4目、雑入13,828千円のうち、13,800千円は、町道一宮圃場6号線の改築工事に対する、中遠広域事務組合の負担金であります。

21款1項2目、土木債38,400千円は、町単独道路整備事業の財源としての、地方道路等整備事業債であります。

3目、消防債18,300千円の減額は、自主防災会用の可搬ポンプ、

及び耐震性防火水槽について、防災対策事業債を見込んでおりましたが、緊急防災・減災事業債の対象となったことを受け、対象の起債を振替させていただくことと、防災行政無線デジタル化事業に、緊急地震対策基金を充当できることとなったため、財源としておりました緊急防災・減災事業債を減額することによるものであります。

5目、教育債3,100千円は、天方小学校屋内運動場耐震補強事業の財源としての、緊急防災・減災事業債であります。

6目、災害復旧債2,800千円は、町道大上宮奥線の災害復旧事業の財源としての、公共土木施設災害復旧債であります。

以上が、平成27年度森町一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 （ 榊原淑友 君 ） 日程第10、議案第60号「平成27年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 榊原淑友 君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 （ 村松藤雄 君 ） ただ今上程されました、議案第60号「平成27年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98,372千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,976,212千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、7款1項1目、第1号被保険者保険料還付金100千円は、介護保険の所得段階の変更等による保険料の還付金の増加に対応するため補正するものでございます。

7款1項2目、償還金91,342千円は、平成26年度の介護給付費、及び地域支援事業費に係る、国・県・支払基金への交付金の精算に

伴う返還金であります。

7款3項1目、一般会計繰出金6,930千円は、町の介護給付費負担金及び、地域支援事業費負担金の精算に伴う返還金と、介護予防サービス計画作成料の精算に伴う繰り出しでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、4款1項1目、介護給付費交付金3,057千円は、介護給付費の前年度の精算に伴う支払基金からの追加交付金であります。

7款2項1目、保険給付支払準備基金繰入金1,100千円及び、8款1項1目、繰越金93,431千円は、歳出予算の補正財源としての計上であります。

10款3項3目、雑入784千円は、袋井市森町介護認定審査会の前年度の精算による負担金の返還金であります。

以上提案の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 (榊原淑友君) 日程第11、議案第61号「平成27年度森町病院事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程されました、議案第61号「平成27年度森町病院事業会計補正予算(第1号)」について提案理由の説明を申し上げます。

1ページ、補正予算第2条につきましては、当初予算第2条第3号に定めた「主要な建設改良事業」に、「へ. 建物519千円」を追加するものであります。

第3条では、当初予算第3条に定めた「収益的収入及び支出」の予定額のうち、収入の医業外収益を50,000千円増額し、249,596千円とし、病院事業収益の予定額を2,697,269千円とするものであり

ます。

また、支出の医業費用を1,075千円増額し、2,956,340千円とし、病院事業費用の予定額を3,075,774千円とするものであります。

医業外収益50,000千円の増額につきましては、9月に企業債元利償還金の支払いが予定されており、それに伴う運営資金として、一般会計より他会計負担金として増額補正計上するものであります。

また、医業費用1,075千円の増額につきましては、電子カルテシステム導入により、診療科内保存の必要がなくなったカルテ・レントゲンフィルムを院内一元的に保管し、診療科内に患者説明スペースを設けるため、また、医療情報室との連携強化のため、医事課内に事務スペースを設けるため、カルテ等の保管場所変更に伴う保管棚購入の消耗備品費として616千円、カルテ庫撤去による床面の修繕費として156千円、その撤去にかかる固定資産除却費として303千円を計上するものであります。

第4条では、当初予算第4条に定めた「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額」を124,218千円に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額」を3,947千円に、「過年度分損益勘定留保資金」を120,271千円に改めるものであります。

また、「資本的収入及び支出」の予定額のうち、支出の建設改良費を519千円増額し、54,561千円とし、資本的支出の予定額を356,160千円とするものであります。

建設改良費の増額については、分散して保管しているカルテやレントゲンフィルムを一元的に集約することで、スペースの有効活用を図るため、倉庫内等の診療諸記録を整理し別に保管するためのシャッター倉庫の設置に519千円を計上するものであります。

第5条では、当初予算第6条に定めた「一時借入金」の限度額を750,000千円に、第6条では、当初予算第9条に定めた「他会計からの出資金及び負担金」の、一般会計からの受入額を400,000千円に改めるものであります。

以上申し上げまして提案理由の説明といたします。よろしくご審

議の程お願いいたします。

議 長 (榑原淑友君) 日程第12、議案第62号「平成26年度森町病院事業会計資本剰余金の処分について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榑原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程されました議案第62号「平成26年度森町病院事業会計資本剰余金の処分について」、提案理由の説明を申し上げます。

今回の資本剰余金の処分については、新会計制度導入に伴う償却制度の見直しにより、償却資産の取得のための補助金等の資本剰余金については、長期前受金に計上されることになりました。

ただし、補助金を充てた償却資産等が既に除却され現存しない場合は、この移行処理の対象とならず、資本剰余金として残ることになります。

新会計制度導入時に、この資本剰余金を処分しない場合、償却資産にあわせた収益化等の処分もされず、今後もそのまま不適切に残ってしまうため、今回資本剰余金を処分し、未処理欠損金へ補てんしたいので、地方公営企業法第32条第3項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

資本剰余金の処分の内容といたしましては、資本剰余金11,607,819円を未処理欠損金への補てんに充てるもので、処分の結果、翌年度への繰越欠損金は、2,952,106,809円と繰越欠損金が減額されます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 (榑原淑友君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

- 議 長 (榑原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
- 議 長 (発言する者なし)
- 議 長 (榑原淑友 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第62号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立 全 員)
- 議 長 (榑原淑友 君) 起立全員です。
したがって、議案第62号「平成26年度森町病院事業会計資本剰余金の処分について」は、原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。再開を10時40分から行います。
(午前10時28分 ～ 午前10時40分 休憩)
- 議 長 (榑原淑友 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第13、認定第1号「平成26年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第20、認定第8号「平成26年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」まで、認定8件を一括議題とします。
職員に議案を朗読させます。
(職 員 朗 読)
- 議 長 (榑原淑友 君) 本件について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。
- 町 長 (村松藤雄 君) ただ今一括して上程されました、認定第1号から第8号までの各会計決算について説明を申し上げます。
平成26年度につきましては、年度当初の消費税率引上げにより個人消費が低迷し、国内総生産（GDP）は前半第2四半期連続のマイナス成長となったこと等を受け、本年10月に予定していた消費税率10パーセントへの引上げの先送りが決定されました。また、日本銀行が追加の金融緩和策を決めた「サプライズ緩和」を受け、金融市場では株高・円安が進み、政府が取りまとめた「地方への好循環拡

大に向けた緊急経済対策」により、雇用・所得環境が改善する中、各種政策の効果もあって経済状況は緩やかに回復のきざしを取り戻して参りました。

他方、ユネスコの世界遺産リストの世界文化遺産に「富岡製糸場と絹産業遺産群」が無形文化遺産として「和紙：日本の手漉和紙技術」の登録決定を受け、前年の富士山や和食に続く登録に喜びとともに世界遺産としての保存継承への関心が高まったことが記憶に残っております。

その一方で、昨年9月27日、長野、岐阜両県境の御嶽山が噴火し、山頂付近にいた多くの登山者が噴火に巻き込まれ、多数の死亡・行方不明者が出たことは記憶に新しく、改めて自然災害に対する多様な備えの必要性を考えさせられました。

さらには、民間有識者らによる「日本創成会議」が、2040年に896市区町村で20～39歳の女性が5割以上減り人口減が加速、行政サービスの維持が困難になるとの推計を公表し、人口減対策が注目され、政府は12月、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごとビジョン」と、目標や施策の基本的な方向を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を取りまとめ、安倍内閣が重点政策に掲げる地方創生への取組が動き出すこととなり、地方自治体における創意工夫が一層重要となって参りました。

当町におきましては、新東名高速道路の県内供用開始から3年目を迎えるとともに、遠州森町スマートインターチェンジが供用開始され、県内外からの来町者も増加し、今後の森町の活性化に期待がふくらむ中、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、自ら考え自ら行うという自立した精神のもと、知恵を絞って人口減少化対策や地方創生に関する総合戦略、森町版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定め、森町創生に取り組むとともに、自然災害に対する防災・減災対策が更に求められることとなっております。

こうした中、「ええら森町」実現のため、次世代につながる成長

の礎づくり、防災対策、医療・福祉の充実等、各種事業に取り組んで参りました。

平成26年度の主な事業をマニフェストの柱に沿って申し上げますと、「確かな安全と、こころのやすらぎを感じるまちづくり」としまして、防災・減災対策として、拠点防災倉庫建設用地の取得や、防災行政無線デジタル化のための調査。地域医療対策として、「第2期病院経営改革プラン」に取り組む森町病院への繰出金、等に。

「次世代へつながる成長の礎づくり」としまして、内陸フロンティア推進事業や、スマートインターチェンジ関連事業、等に。

「子供いきいき、生きがい実感のまちづくり」としましては、子育て支援として、子ども医療費助成事業や、子ども・子育て支援事業計画の策定。健康増進・福祉の充実として、各種予防接種及び検診事業や、高齢者保健福祉計画の策定。教育関連として、小中学校給食室棟の耐震補強事業、一部を繰り越しておりますが総合体育館建設事業、等に。

「住みやすく和を感じるまちづくり」としましては、公共交通確保対策として、天竜浜名湖鉄道の森町病院前駅設置関連事業。生活環境基盤整備として、公共下水道事業特別会計への繰出金や、急傾斜地崩壊対策事業。豊かな森林整備・茶業等の振興対策として、森林環境保全直接支援事業や、「急須でお茶を飲む町」の推進を含めた茶業振興協議会への補助金。また、有害鳥獣対策事業や、遠州の小京都推進事業。文化振興対策として、庵山観音菩薩像修理事業、等に。

「信頼と絆をつなぐまちづくり」としまして、協働のまちづくり推進事業や、レールフレンドシップ事業等。

これら、継続事業や将来に向けた新規事業等々、多種多様な事業に取り組んで参りました。

さらには、国の補正予算を受け2月臨時議会にてお認めいただきました地方創生に関連する事業について、一部を平成27年度に繰り越して実施しておりますが、地方創生先行型関連事業として観光振

興事業、少子化対策事業を実施いたしました。

おかげをもちまして、各特別会計を含め予定しておりました事業が円滑に執行されましたことを、厚くお礼申し上げます。

最初に認定第1号「平成26年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。

一般会計決算の概要につきましては、「一般会計決算説明資料」を作成いたしましたので、お手元の説明資料に沿って説明させていただきます。

なお、読上げは千円単位までとさせていただきます。

最初に1ページをご覧ください。

決算規模は、歳入総額8,983,092千円、歳出総額8,013,353千円となり、前年度と比較しますと、歳入では733,998千円増加し、プラス8.9パーセント、歳出では、650,160千円増加し、プラス8.8パーセントとなりました。

歳入予算に対する歳入決算の比率は96.1パーセント、歳出予算に対する執行率は85.8パーセントとなっております。これは「地方創生関連事業」として、国の補正予算（第1号）により交付金の内示を受け、追加して予算措置をいたしました事業、及び総合体育館建設事業の一部等を、平成27年度へ繰り越したことに起因するものでございまして、平成27年度へ繰り越しました事業を除いた、歳出予算に対する執行率は97.0パーセントとなっております。

次に3ページをご覧ください。

歳入から歳出を差し引いた形式収支（C欄）は、969,738千円で、前年度に比べ83,838千円増加し、プラス9.5パーセントとなりました。

次に、実質収支（E欄）は、社会保障・税番号制度システム整備事業、小規模保育所設置事業、スマートインターチェンジ関連事業、飯田小学校給食室棟耐震補強事業、災害復旧事業、及び地方創生関連事業、更に総合体育館建設事業を、一部平成27年度に繰り越しましたので、翌年度に繰り越すべき財源（D欄）50,786千円を差し引

いて、918,952千円となりました。

また、今年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支(F欄)は、68,604千円の黒字となっています。

平成27年度への繰越金(L欄)については、今後の財政需要を考慮し、100,000千円の決算積立(K欄)を行い、818,952千円を繰り越すものであります。

続いて決算の概要を歳入から申し上げます。

1 ページにお戻りください。

1 款、町税は、2,621,820千円で、前年度に比べ17,266千円増加し、プラス0.7パーセントとなりました。

これは、長く続いていた景気の低迷に回復のきざしが見えてきていることによる、企業収益の改善により法人税が増加し、市町村民税が昨年度に続き増加となったこと、償却資産の減少はあるものの土地及び家屋分の増加により、固定資産税が微増となったこと等によるものであります。

2 款、地方譲与税は、110,307千円となり、前年度に比べ5,720千円減少し、マイナス4.9パーセントとなっております。

6 款、地方消費税交付金は、消費税率引上げに伴い増額となり、232,157千円で前年度に比べ22.0パーセントの増、7 款、ゴルフ場利用税交付金は、76,271千円でマイナス2.4パーセントと減、8 款、自動車取得税交付金は、税率の引下げ及びエコカー減税の拡充により、17,355千円でマイナス59.9パーセントと大幅な減、10 款、地方交付税は、1,847,797千円で、前年度に比べ40,722千円増加し、プラス2.3パーセントとなりました。主な理由としましては、地方消費税交付金の増額による基準財政収入額が増加し普通交付税が減少したものの、清掃センター解体撤去、天竜浜名湖鉄道森町病院前駅設置等による、特別交付税の交付総額が増加したこと等によるものでございます。

14 款、国庫支出金は、770,422千円で、前年度に比べ69,293千円増加し、伸び率ではプラス9.9パーセントとなっております。

これは、スマートインターチェンジ関連事業への社会資本整備交付金、地域の元気臨時交付金等の減はあるものの、子育て世帯臨時特例給付金、臨時福祉給付金、がんばる地域交付金、総合体育館建設の財源で平成25年度から繰り越しております学校施設環境改善交付金等の増額によるものです。

15款、県支出金は、428,316千円で、前年度に比べ77,424千円減少し、伸び率ではマイナス15.3パーセントとなっております。これは、天竜浜名湖鉄道森町病院駅設置事業費補助金等の増額はあるものの、県知事選挙執行経費交付金や緊急地震・津波対策交付金、森林整備加速化・林業再生事業、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金等の減額等によるものです。

18款、繰入金は、前年度に比べ83,143千円増加し、172,084千円となりました。

21款、町債は、495,100千円増加し、1,298,100千円となり、前年度に比べ61.7パーセントの増加となりました。これは、総合体育館建設等に係る教育債、拠点防災倉庫建設に係る消防債の増加等によるものであります。

次に自主財源についてであります。4ページ以降の表をご覧ください。

歳入における自主財源比率は46.3パーセントで、前年度より1.7ポイントの減となっております。これは、町税、財産収入及び繰入金等の自主財源が増加となったものの、地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金及び町債等の依存財源が増加したためであります。

主な自主財源であります町税の歳入決算額に占める構成比は29.2パーセントとなっております。

次に歳出でございますが、款、項、目、節の決算額は、お手元の決算書でご覧のとおりでございますので、性質別区分による分析に基づいて申し上げます。説明資料4ページの下段、歳出性質別経費比較の表をご覧ください。

なお、単位は千円単位となっておりますので、ご承知ください。

歳出に占める人件費、物件費、扶助費、補助費、公債費等の経常的経費(小計の1～6)は、5,373,419千円で、構成比は67.1パーセントとなり、前年度比で2.3ポイント下回っております。

また、10の投資的経費は、1,602,459千円で、同じく構成比では20.0パーセントとなり、前年度に対し5.3ポイント上回っております。

経常的経費のうち、1の人件費は1,184,934千円で、前年度より54,974千円の減となっております。また、経常収支人件費比率におきましては、7ページ中段のグラフにありますように22.6パーセントと、前年度の23.3パーセントを0.7ポイント下回っております。

4ページに戻りまして、需用費、備品購入費、委託料等2の物件費は972,766千円で、前年度に比べ49,888千円の増、伸び率ではプラス5.4パーセントとなりました。増加の主な要因としましては、社会保障・税番号制度システム整備委託料、遠州の小京都基本構想策定業務委託料、道路ストック総点検委託料、行政無線デジタル化電波調査業務委託料等の増加によるものであります。

4の扶助費は、919,009千円で、前年度に比べ89,679千円増加し、伸び率ではプラス10.8パーセントとなりました。これは、子育て世帯臨時特例給付金、臨時福祉給付金等の増加によるものです。

5の補助費等は、1,599,975千円で、前年度に比べ178,896千円増加し、伸び率ではプラス12.6パーセントとなりました。これは、天竜浜名湖鉄道森町病院前駅設置事業、天竜浜名湖鉄道経営助成基金負担金、老人医療制度精算に係る償還金等の増加によるものであります。

6の公債費は、615,241千円で、前年度に比べ7,560千円減少しました。減少の主なものは、減税補てん債、町道整備及び泉陽中学校駐車場整備を行った地域再生事業、旭が丘中学校敷地造成事業、町営住宅中川団地建替事業の元利償還金の終了等によるものであります。

投資的経費のうち10の(1)普通建設事業費は、1,544,098千円で、前年度に比べ470,594千円増加し、伸び率ではプラス43.8パーセン

トとなっております。これは、総合体育館建設事業、天竜浜名湖鉄道森町病院前駅設置に関連した施設整備、清掃センター解体撤去、拠点防災倉庫建設事業、小中学校給食室棟耐震補強事業等の各種事業への取組による増加でございます。

次に、普通会計における各指標等について申し上げます。

説明資料の6ページの下段をご覧ください。

基金の年度末現在高については、3,171,051千円で、前年度に比べ39,070千円の減、伸び率ではマイナス1.2パーセントとなっております。このうち、財政調整基金につきましては、前年度に比べ、91,014千円減の2,093,860千円となっております。また、平成26年度は新たに企業立地推進基金を100,000千円積み立てるとともに、事業の財源として各基金の一部を取り崩しております。

続きまして、7ページをご覧ください。

年度末における町債の現在高は、前年度に比べ758,162千円増加し、7,211,415千円となっております。

この要因は、総合体育館建設事業に伴う教育債、拠点防災倉庫整備事業に伴う消防債の増加、更に臨時財政対策債が245,527千円増加し、3,777,045千円となったことによります。しかし、臨時財政対策債は元金・利子が全額交付税措置されるものであることを申し添えます。また、町債の現在高7,211,415千円等を見てみますと、臨時財政対策債の比率が5割強になっていることを申し添えます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきました実質公債費比率は、8.5パーセントとなっており、前年度に比べ0.4ポイント下回りました。なお、この比率が18パーセント以上となると地方債が許可制となり、公債費負担適正化計画を策定しなければなりません。十分健全な数値と判断しております。

以上が、認定第1号「平成26年度森町一般会計歳入歳出決算」と普通会計における各指標の概要でございます。

次に特別会計の決算について説明いたしますので、お手元の決算説明資料の「会計別決算一覧表」も併せてご覧ください。

最初に、認定第2号「平成26年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、以下の特別会計についても読上げは千円単位までとさせていただきます。

決算規模は、歳入総額2,089,766千円、歳出総額2,012,232千円となり、前年度に比べて歳入では36,225千円減少し、マイナス1.7パーセント、歳出では35,417千円増加し、プラス1.8パーセントとなっております。

歳入予算に対する歳入決算の比率は100.8パーセント、歳出予算に対する執行率は97.0パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を引いた差引残額は77,534千円で、天災その他特別の事情により、その支払に不足を生じた場合の資金に充てるため、5,000千円を保険給付等支払準備基金に積み立て、残りの72,534千円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入の決算済額について申し上げます。事項別明細書の9・10ページをご覧ください。

1款、国民健康保険税は、504,528千円で、前年度に比べて17,492千円減少し、マイナス3.4パーセントとなっております。

3款、国庫支出金は、455,996千円で、前年度に比べて64,287千円増加し、プラス16.4パーセントとなっております。

11・12ページ、4款、療養給付費等交付金は、141,332千円で、前年度に比べて24,176千円減少し、マイナス14.6パーセントとなっております。

13・14ページ、9款、繰入金は、145,055千円で、前年度に比べて17,373千円増加し、プラス13.6パーセントとなっております。

次に歳出の支出済額について申し上げます。19・20ページをご覧ください。

2款、保険給付費は、1,340,292千円で、前年度に比べて41,764千円増加し、プラス3.2パーセントとなっております。

23・24ページ、3款、後期高齢者支援金等は、269,595千円で、

前年度に比べて5,271千円減少し、マイナス1.9パーセントとなっております。これは、後期高齢者医療制度に対して拠出するもので、2款、保険給付費と、3款、後期高齢者支援金等を合計すると1,609,888千円で、歳出総額の80.0パーセントを占めております。

なお、森町の1人当たりの年間医療費については、一般被保険者が305,766円で、県平均の310,007円を4,241円下回り、県全体では20位、退職被保険者が300,971円で、県平均の333,470円を32,499円下回り、県全体では31位となっております。

以上、認定第2号「平成26年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」について申し上げます。

次に、認定第3号「平成26年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計については、町内在住の75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度の被保険者から保険料を徴収し、医療給付等を行う静岡県後期高齢者医療広域連合に納めるものであります。

決算規模は、歳入総額189,205千円、歳出総額188,809千円となり、前年度に比べて歳入では3,422千円増加し、プラス1.8パーセント、歳出では3,115千円増加し、プラス1.7パーセントとなっております。

歳入予算に対する歳入決算の比率は98.3パーセント、歳出予算に対する執行率は98.1パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた差引残額396千円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から申し上げます。事項別明細書の5・6ページをご覧ください。

1款、後期高齢者医療保険料は、140,702千円で、前年度に比べて3,191千円増加し、プラス2.3パーセントとなっております。

3款、繰入金は、48,228千円で、前年度に比べて2,968千円増加し、プラス6.6パーセントとなっております。

次に歳出について申し上げます。9・10ページをご覧ください。

1 款、後期高齢者医療広域連合納付金は、188,635千円で、前年度に比べて3,052千円増加し、プラス1.6パーセントで、歳出総額の99.9パーセント以上を占めています。

以上、認定第3号「平成26年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」について申し上げました。

次に、認定第4号「平成26年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

決算規模は、歳入総額2,006,434千円、歳出総額1,908,889千円で、歳入予算に対する歳入決算の比率は102.0パーセントであり、歳出予算の執行率は97.1パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた収支は97,545千円であります。

それでは、歳入から申し上げます。

決算書事項別明細書の9・10ページをご覧ください。

1 款、保険料は、327,859千円で、65歳以上の第1号被保険者の保険料であります。

3 款、国庫支出金519,503千円と、4 款、支払基金交付金527,128千円及び、11・12ページの5 款、県支出金309,902千円については、それぞれ、国、社会保険診療報酬支払基金、県からの介護給付費負担金、地域支援事業交付金等であります。

7 款、繰入金は、272,516千円で、町からの介護給付費負担金、事務費負担金、地域支援事業に係る繰入金、及び保険給付支払準備基金からの繰入金であります。

13・14ページ、8 款、繰越金は、40,215千円で、平成25年度からの繰越金であります。

10 款、諸収入は、9,304千円で、介護予防サービス計画作成料等であります。

続いて、歳出について申し上げます。17・18ページをご覧ください。

1 款、総務費は、25,200千円で、介護保険の被保険者資格管理、

保険料徴収、被保険者証交付、システム改修及び要介護認定等の事務に係るものであります。

2 款、保険給付費は1,812,983千円で、要介護認定者等の介護サービス利用に係る介護給付費、介護給付審査支払手数料、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費及び、高額医療合算介護サービス等費で、歳出総額の95.0パーセントを占めております。

19・20ページ、3 款、地域支援事業費は、41,282千円で、介護予防事業等に係るものであります。

23・24ページ、4 款、介護予防支援事業費は、2,017千円で、介護予防サービス計画業務委託料等に係るものであります。

25・26ページ、7 款、諸支出金27,402千円は、保険料の過年度還付金、国・社会保険診療報酬支払基金・県・町からの負担金等の精算による返還金及び、介護予防サービス計画作成料の精算に伴う繰り出しであります。

以上、認定第4号「平成26年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げました。

次に、認定第5号「平成26年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成26年度においては、主要事業として森町浄化センターの維持管理業務、及び污水管渠の実施設計と築造工事を実施しました。

歳入総額は、668,829千円、歳出総額は、604,947千円で、差引残額63,882千円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から主なものを申し上げます。

決算書事項別明細書の5・6ページをご覧ください。

1 款、分担金及び負担金は、下水道事業受益者負担金で調定額29,104千円に対し、収入済額は27,975千円で、収入未済額が1,129千円でございます。この未済額の内容としては、納期到来分の未納額で、11名分であります。

2 款、使用料及び手数料は、公共下水道使用料と公共下水道手数料で調定額34,072千円に対し、収入済額は33,746千円で、収入未済

額が326千円でございます。未済額の内容としては、公共下水道使用料の、平成22～26年度分の未納者13名分でございます。

3款、国庫支出金は、139,380千円で、水の安全・安心基盤整備総合交付金でございます。

4款、繰入金は、一般会計繰入金で174,545千円、5款、町債は、公共下水道整備事業債で234,900千円でございます。

6款、諸収入は、延滞金、預金利子、雑入で合計7,546千円でございます。

7・8ページ、7款、繰越金は、前年度繰越金で50,736千円でございます。

続いて、歳出についてご説明いたしますので、9・10ページをご覧ください。

1款、下水道事業費490,464千円のうち、主なものは、11・12ページ、2項1目、下水道建設事業費の污水管渠築造工事289,457千円、下水道管渠築造工事補償金74,226千円と、前年度より繰り越して実施した、繰越分の污水管渠築造工事60,907千円でございます。

2款、公債費は、町債元金償還金と利子償還金で114,482千円でございます。

以上が平成26年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算状況でございます。

また、供用開始区域内の下水道接続状況ですが、平成27年3月末現在で、2,153人に下水道を利用させていただいており、約55パーセントの接続率でございます。今後も接続率を高めるため、加入促進に努力して参る所存でございます。

次に、認定第6号「平成26年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

なお、以下の3特別会計につきましては、円単位まで読み上げさせていただきます。

本会計の歳入総額は、1,365,002円、歳出総額は、961,031円で、差引残額403,971円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数66戸分の使用料と繰越金でございます。歳出では一般管理費と財産管理費でございます。

次に、認定第7号「平成26年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、2,689,485円、歳出総額は、2,205,177円で、差引残額、484,308円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数73戸分の使用料と一般会計繰入金及び繰越金でございます。

歳出は、一般管理費と財産管理費及び公債費でございます。

次に、認定第8号「平成26年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、219,333円、歳出総額は、162,114円で、差引残額57,219円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数15戸分の使用料と繰越金でございます。

歳出は、一般管理費と財産管理費でございます。

当年度において、いずれの簡易水道事業も大きな修繕はなく、順調に運営することができました。

しかし、今後におきましては、給水人口の減少や施設の老朽化など課題も多く、経営も厳しくなることが予想されますが、地域住民の期待に応えるべく努力して参りたいと考えております。

以上、認定第1号から8号まで一括して説明申し上げましたが、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 (榊原淑友 君) 監査委員から発言があれば、発言を許します。

花嶋代表監査委員。

代表監査委員 (花嶋 勇 君) 監査委員の花嶋でございます。一般会計及び特別会計の決算審査について申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、町長より審査に付されました平成26年度森町一般会計歳入歳出決算及び平成26年

度森町国民健康保険特別会計外6特別会計の歳入歳出決算につきまして、去る、7月16日・17日・21日・22日の4日間、中根監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書その他関係諸帳簿につきまして、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、更に予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合をいたしますとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により行いました。

審査の結果でございますが、各会計の決算書及び調書類は関係法令に準拠して作成をされておりまして、違法、不適切、あるいは計数の誤りは認められず、また関係諸帳簿、証書類の処理も適正であると認められたところでございます。

なお、審査の概要と所見を「決算審査意見書」として提出をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長 (榑原淑友君) 日程第21、認定第9号「平成26年度森町水道事業会計決算認定について」、及び日程第22、認定第10号「平成26年度森町病院事業会計決算認定について」以上、2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (榑原淑友君) 本件について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) ただ今一括して上程されました、「認定第9号及び第10号の各会計決算について」説明を申し上げます。

最初に、認定第9号「平成26年度森町水道事業会計決算認定について」申し上げます。

まず、決算書16ページをご覧ください。

平成26年度の業務状況でございますが、年度末給水人口は16,961人、給水戸数6,054戸、年間総配水量2,610,626立方メートル、年間有収水量2,212,588立方メートル、有収水量率84.75パーセントとなっております。この有収水量率は改善をされてきていることを申し添えます。

これらの数値を前年度と比較しますと、給水人口では121人の減、給水戸数では44戸の増、年間総配水量では136,517立方メートルの減、年間有収水量は、32,454立方メートルの減となり、有収水量率は前年度と比較すると3.03パーセントのプラスでございます。

これからの説明の金額は、千円単位までとさせていただきます。

20ページから22ページの第3条予算の収益的収支でございますが、消費税を除いた総収益では、前年度対比9.4パーセント増収の30,984千円、総費用では、前年度対比1.2パーセント増の310,232千円で、差引20,751千円の純利益が生じました。

これは地方公営企業会計制度見直しに伴い、新たに発生した長期前受金戻入、平成25年度まで資本的収入としていた加入分担金を、26年度から加入金として営業外収益に計上したことなどによるものです。

次に、23・24ページの第4条予算の資本的収支でございますが、資本的収入としましては、町道新田赤松線仮設配水管布設工事外5件の工事負担金等で、合計164,628千円となりました。

資本的支出といたしましては、職員2名分の人件費と、睦実地内石綿管布設替工事外16件の工事請負費、企業債償還金で、資本的支出合計227,001千円を支出しました。

この結果、支出超過となりましたので、この補てん財源といたしまして、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額をもって充当いたしました。

以上が、認定第9号「平成26年度森町水道事業会計の決算状況について」でございますが、今後も拡充された各施設の使用効率を高め、有収水量の向上と経費の節減を図り、来るべき工事に備え現金

の内部留保に努め、今後の経営基盤の確立を図り、安価で安全かつ安定した水の供給と経営の健全化に努めて参りたいと思います。

次に、認定第10号「平成26年度森町病院事業会計決算認定について」説明申し上げます。

まず、決算書附属資料9ページをご覧ください。

平成26年度の事業報告であります。当年度は、第2次経営改革プランの最終年となり、目標管理や目標達成に向けての分析・評価を行い、一定の成果を上げました。

しかしながら、平成26年度においては診療報酬改定や新会計制度の導入もあり、経営指標としては、昨年を下回る結果となりました。

年度末には、その結果を踏まえ、外部評価委員による見直し等の提言を頂き、新たに平成29年度までを目標とした第3次経営改革プランを策定したところであります。

昨年4月の診療報酬改定では、急性期病棟において「地域包括ケア病床」を新たに導入し、より効率的な病床運営を図って参りました。

また、在宅医療については、引き続き県の補助金を受け、多職種合同カンファレンスや在宅医療講演会の開催、在宅医療コーディネーターの育成などに取り組んで参りました。

開設後3年を経過した森町家庭医療クリニックについては、認知度の上昇や、業務改善の効果もあり、外来患者数、在宅医療患者数共に増加傾向にあります。

それでは、平成26年度の患者動向及び収支状況について、申し上げます。

附属資料14・15ページをご覧ください。

まず患者の動向であります。入院患者数は年間延べ数で41,783人となり、対前年度比では、1,356人の減、率で3.1パーセント減少しております。

一日平均では、114.5人で、対前年度比3.7人減少し、病床利用率は前年度を2.8ポイント下回る87.4パーセントとなりました。

これは、好調であった前年度に比べ、外科、整形外科の入院患者が減少したためと分析しています。

外来患者数は年間延べ数で90,083人となり、対前年度比では7,658人の減、一日平均では31.4人減少し、369.2人となり、小児科を除き減少傾向にあります。

次に収支状況であります。これからの説明の金額は、千円単位までとさせていただきます。

19ページから22ページの、第3条予算の収益的収支の状況であります。病院事業収益は、2,820,508千円で、前年度に対し、60,098千円減少し、伸び率ではマイナス2.1パーセントとなりました。

このうち、医業収益は、2,399,555千円で、前年度に対し、115,289千円減少し、伸び率はマイナス4.6パーセントとなりました。

医業収益の内訳では、入院収益が1,509,842千円で、対前年度86,225千円減少し、伸び率はマイナス5.4パーセントとなりました。

この減少要因は、年間を通じて安定していた前年度に比べ、年度当初等、入院患者数にバラツキがあったことによるものです。

外来収益は768,345千円で、対前年度34,092千円減少し、伸び率はマイナス4.2パーセントとなりました。

この減少要因は、家庭医療クリニックへの受診患者増はあったものの、病院受診患者数については、年間を通じて減少傾向にあったことによるものであります。

医業外収益は、417,024千円で、対前年度53,811千円増加し、伸び率はプラス14.8パーセントとなりました。

次に病院事業費用は、3,212,158千円で、対前年度303,806千円増加し、伸び率はプラス10.4パーセントとなりました。

このうち医業費用は、2,857,825千円で、対前年度122,708千円増加し、伸び率はプラス4.5パーセントであります。

この結果、決算書5ページの経常損失は、221,057千円の計上となり、特別利益と特別損失を加減した当年度純損失は、391,649千円の計上となりました。

続きまして附属資料23ページをご覧ください。

第4条予算の資本的収支の状況を説明申し上げます。先に下段、資本的支出から説明いたします。

総額は378,416千円で、建設改良費として、112,297千円を執行しました。

その主な内訳として、職員駐車場の土地購入及び造成工事に74,093千円、内視鏡ビデオ情報システムなどの医療機器に25,322千円、電動ベッドなどの備品に11,000千円を支出したものであります。

また、企業債償還金は、266,119千円となりました。

次に上段の資本的収入は、資本的支出に伴い算出された他会計出資金として164,105千円を繰入し、建設改良費の財源としての企業債で104,000千円、病床機能分化促進事業費補助金として4,343千円を収入としました。

以上、認定第9号及び第10号を一括して説明申し上げましたが、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 (榊原淑友君) 監査委員から発言があれば、発言を許します。

花嶋代表監査委員。

代 表 (花嶋 勇 君) 企業会計の決算審査について申し上げます。

監査委員 地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、町長より審査に付されました平成26年度森町水道事業会計決算及び平成26年度公立森町病院事業会計決算につきまして、去る、6月24日、中根監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、両事業会計の決算書、附属書類等につきまして、その事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証いたしますとともに経済性の発揮及び公共の福祉の増進が図られているかどうか主眼をおき、会計帳簿・証拠書類との照合、点検及び関係職員から説明を聴取するなどの方法により行いました。

審査の結果でございますが、両事業会計の決算書及び附属書類は

関係法令に準拠して作成をされており、計数の誤りは認められず、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められたところでございます。

なお、審査の概要と所見をそれぞれの会計の「決算審査意見書」として提出をしてございますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

議長 (榎原淑友君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

9月11日午前9時30分、本会議を開会し、各議案に対する質疑、並びに委員会付託を行います。

本日は、これで散会します。

(午前11時50分 閉会)